

傷病手当金と年金との調整

●年金を受給している場合、傷病手当金と年金との調整が行われます。

計算式

支給年金額の合計額 ÷ 264 = 年金調整額（日額）

※決定年金額ではなく、支給年金額で計算します。

(※)調整対象となる年金の一例

【障害給付】
障害厚生年金
障害共済年金
障害基礎年金

【老齢給付】
老齢厚生年金
退職共済年金
老齢基礎年金

計算例

標準報酬月額38万円の場合、
傷病手当金支給日額は11,513円となります。

調整額の計算

障害厚生年金130万円 障害基礎年金80万円（いずれも支給年金額）

$210万円 \div 264 = 7,954円$ （円未満切り捨て）
（年金調整額）

よって、 $11,513円 - 7,954円 = 3,559円$ が支給日額となります。
このことから要勤務日数が23日の場合、81,857円が傷病手当金の額となります。

ここに注意!

年金等(※)がさかのぼって支払われた場合、傷病手当金との調整もさかのぼって行われます。(年金の手続には時間を要するため、年金との調整はさかのぼって行われるケースが多くなっています。)

事例

①1月から傷病手当金を受給していた。

④12月以降は、調整額を控除した上で傷病手当金を支給します。

H31.1月

H31.3月

障害年金支給開始月

R1.5月

②5月に障害年金の申込をした。

R1.12月

③12月に障害年金がH31年3月にさかのぼってまとめて振り込まれた。

この事例では、年金と傷病手当金との調整は、平成31年3月分より行いますので、調整対象期間(上図太線部)について、返還いただくことになります。

令和元年度

共済事業事務説明会を行いました。

令和元年10月24日(木) 奈良県市町村会館8階大会議室におきまして、共済事務担当者の方に問い合わせの多い事項や間違いの多い事項を中心に説明を行いました。

